

公金徴収（私債権等）事務研修

【合同研修】

目的	強制徴収ができない各種使用料・手数料等（公営住宅家賃や水道料金、給食費等）の債権についての法律関係、支払督促の申し立てや、強制執行等の裁判所の関与が必要な公金徴収の具体的な進め方等の基礎知識を習得する。					
内容	講師（弁護士）による、各項目の概要説明や法的根拠、判例と照らし合わせながらの解説及び演習問題での事例検証等（テキストや資料集の内容が充実しており、研修後に職場での参考資料としても活用できる）					
実施月日 (年: 4月～12月・2019年、 1月～3月・2020年)	11月28日（木）～11月29日（金） 2日間	定員	42名（市町村職員30名 県職員12名）			
対象者	（県） 受講を希望する職員 （市町村） 受講を希望する職員					
実施場所	大分県自治人材育成センター					
推薦期限（区分）	9月27日（金）	《第14回》	推薦書	推薦書 2	経費内訳	経費内訳表②
指定ホテル等	コモドホテル		その他 留意事項	—		
研修講師 (講師プロフィール)	【一般社団法人日本経営協会 行政管理講座講師（弁護士） 伊藤義文 氏（いとう よしふみ）】 伊藤綜合法律事務所 弁護士 一般社団法人日本経営協会行政管理講座講師 平成 8年 3月 京都大学法学部卒 平成 8年 4月 千葉県庁入庁 千葉県葛飾支所税務課（現：松戸県税事務所）勤務 平成 11年 3月 千葉県庁退職 平成 11年 4月 第53期司法修習生 平成 12年 10月 弁護士登録 千葉綜合法律事務所勤務 平成 15年 3月 真田・伊藤綜合法律事務所勤務 平成 20年 3月 伊藤綜合法律事務所設立 現在に至る					
受講者の声	公金徴収は法に基づくものであり、どの債権の管理はどの法に根拠をもつのか、また、どんな判例がでているのかを学ぶことができた。 かなりの専門性があるので、滞納整理など実際に業務を行っている人にとってはよいと思う。 民法改正については事務取扱要綱やシステムの変更等事務に直結するので大変参考になった。 実際に今回学んだ内容について、自分の仕事の中でありうる事なので、裁判等をおこす事になったら活用することになると思います。 実際の経験等を交えて説明をしていただけたので理解がやすかった。					
備考						

時間割

	8:50	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
1日目	受付	オリエンテーション	1. 債権総論、公債権と私債権 強制徴収公債権と非強制 徴収公債権の区分	昼食			2. 地方自治法上の債権回収手続 3. 債権回収にあたっての裁判所の利用等			
2日目	受付		3. 債権回収にあたっての裁判所の 利用等（事例演習を含む）	昼食			4. 倒産手続と債権管理 5. 時効管理 6. 債権放棄・不納欠損	アンケート・ 閉講		
	15	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、予めご了承ください。